

平成22年度第5回 落合第一地区協議会の概要

日 時	平成22年8月3日(火) 午後7時00分～9時00分
場 所	落合第一地域センター3階 集会室
出席者	委 員 25名 特別出張所: 山本所長、佐藤副所長、新川主査、関口まちづくり活動支援員
協議内容	1. 代表挨拶 2. 議 事 1) 自治基本条例区民検討会議報告 2) 聖母坂無電柱化の経過説明 3) 地区協議会の進め方について 4) 各PTからの報告 5) 区民ふれあいの森検討会報告 6) 今後の検討課題 7) その他の課題について
配付資料	平成22年度第4回落合第一地区協議会次第 第37回(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 資料一式 特別区道23-1361(聖母坂通り) 電線共同溝事業 説明資料 落合第一地区協議会の進め方について 平成22年度第3回「広報PT」会議概要 平成22年度第3,4回「ふるさと落合PT」会議概要 平成22年度第3回「安全・安心PT」会議概要 平成22年度第3回「みどり・環境PT」会議概要 東京都における無電柱化

1 代表挨拶

- ・自治基本条例についていよいよ大詰めになってきた。ある程度の時間をとって、きちんと説明を聞いていきたい。
- ・聖母坂の無電柱化について、本日は道路課に説明して頂く。説明を聞いて、質問や要望をぶつきたい。

2 議 事

1) 自治基本条例区民検討会議報告

- ・自治基本条例もいよいよ大詰め。8/26に区長に答申をする。それを受け、10/14の第3定例会の本会議で議決、成立という段取りで進んでいる。
- ・8/3, 5, 7に区民懇談会を開催する。懇談会では、主権者である区民の皆さんに、条例に関するパンフレットを見て頂きながら、分からない部分について、主催者である連絡会の代表委員に質問して頂く。
区民検討会議の討議内容を報告するのが自分の役目であったが、細かい事を何も説明していなかったと反省している。資料だけでは理解できない事を、この懇談会に参加頂き、代表委員に直接ご質問頂きたい。
- ・本来は、地区協をこの条例で位置づける予定だったが、「地域自治組織を作ることができる」というところに留まった。この先、「地区協なんて必要ない」という声が再燃する可能性は十分にあるが、それは現実性がないという事はお分かりいただけると思う。この条例ができた暁の地区協というのは、この条例に盛り込まれた「地域自治組織としての地区協」なんだという認識をしっかりと持って頂きたい。
- ・現在、区民検討会議では、前文をどう書き表すかという事をやっている。3者の連絡会で討議したが、一本化するには至っていない。

- ・ 配付資料 中の「資料9骨子案」に、「条例の基本理念」という項目がある。基本理念であるからには、これがどうなっているのかを真剣に考えて頂きたい。基本理念の中には、「人権の尊重」「市民主権」「区民の自治」「区の自治」とある。これがどういう事を理解する為に、地域懇談会でこれについて掘り下げた質問を投げかけて頂きたい。また、骨子案の「地域自治」の項目では、「地域自治区」という分かりにくい言葉が出てくる。これは、新宿区を10個の地域に分けますよ、という程度のものであるが、非常に分かりにくい。そういったところも質問していただけると、懇談会が面白いものになると思う。

質問1

自治基本条例を作る事になった理由は何か。また、このような条例は、新宿区だけではなく、全国の自治体でこういう方向で為されているのか。

回答1

現在できているのは全国で約1割。これから増えるかどうかも分からないし、やらなければならないものではない。新宿区では、区長のマニフェストに書いてあるからスタートした。

質問2

自治基本条例が出来た後、この地区協議会、町会などはどのような自治組織になっていくのか。

回答2

そこが一番大事なところ。そこをみんなで話し合いをしなければいけないでしょう、という事を言いたい。

2) 聖母坂無電柱化の経過説明 (道路課) 配付資料 参照

- ・ 聖母坂通りは、歩道の真ん中に電柱があり、歩行に際して不便をかけている。この電柱と電線を地下に埋設し、景観性、防災性に優れた道路整備を新宿区では計画している。
- ・ 配付資料 にあるスケジュールは、警察や、その他関係者との協議が整った場合に実践されるスケジュールである事をご認識頂きたい。
- ・ 聖母坂通りは、事業区間が600メートルと長いので、1工区、2工区に分けて整備する予定。
- ・ 今年度は、第1工区の、目白通り～聖母病院辺りにかけての電線共同溝の詳細設計を予定している。平成23年度は、既に地下に埋設されている、ガス・水道などのライフラインの支障になる管の移設作業を行なう。23年の6月以降に、電線共同溝という形で、現在地上にある電線を、地下に収容する為の管を埋設する工事に入る予定。
- ・ 23年度6月以降には、第2工区の新目白通りの方からも詳細設計を行い、平成24年度には支障移設工事。電線共同溝の工事を平成24年～25年にかけて行なう。平成25年度、埋設管が道路に整備された後、地上にある電線を全て、新しく埋めた管路に入れる。全ての電線と電柱の撤去が終わった後の26年度、道路整備という事で、歩道と車道の整備を行なう。
- ・ 昨年、説明に伺った際には、現在は基本設計を行っているとの説明をさせて頂いた。その基本設計の中で、沿道の建物に供給する電力量等が算出された。それに伴い、現在、上空につけられている機器を地上に落とすにあたり、何基設備が必要かを算出した。地中化すると、道路の沿道に、高さ1.5m、幅1m、厚さ45cmの箱型の地上危機が、600mの聖母坂に概ね18基必要となる。
- ・ 18基の地上機器を、道路に面している家屋や建物の一部を借りたり、土地を購入したりして、道路の区域外に置く計画で検討してきた。その中で、13基までがご賛同を頂けたが、残りの5基の収容先が見つからない。
- ・ 地上機器の収容先が無いと、地中化事業自体が進まないのので、区としては、聖母坂の7mの車道を6mに狭め、その狭めた分、歩道を50cmずつ広げ、地上危機を設置する方向で整備できないかという代案で、交通管理者である警察とこれから協議をしていく。
- ・ 地上機器の設置については、車の運転の視覚の支障になってはいけない、横断歩道から5m離さなければならない等、様々な条件がある。

質問1

トランス18基は、柱状トランスにする事は考えていないのか。

回答1 (道路課)

柱状トランスと地上トランスの併設は、東京電力が管理しづらいという事と、費用がかなりかさむので、18基全て地上でと考えている。

質問2

高さ1.5mのトランスを商店の前などに設置すると、非常に圧迫感がある。例えば、トランスの大きさを変える事は可能か。その辺りの配慮が必要ではないか。

回答2 (道路課)

地上機器の配置については、小さな家屋や商店の前に置くと、住んでいる方々や営業の支障になるので、そういった所は避け、大規模な建物の前に5基まとめて置かせて頂くなどとし、なるべく点在させない方向で調整している。また、地上機器は、3個一組でセットになっており、あまり離して設置する事ができないので、2~3個一組で点在する形になる。

質問3

3個や5個をまとめて置く方が、景観としては問題ではないか？

回答3 (道路課)

3個や5個置くにしても、建物の利用を配慮し、間口を避け、建物の両端に置くようにするなど、調整している。

質問4

敷地内に置くのか？

回答4 (道路課)

道路側(車道と歩道の間)に置く。

聖母坂は道路が狭いので、道路以外に地上機器を置くという事で話を始めた。この地域で、少し奥まった空き地も含め、地権者の方々に土地を買いたいとの話もさせて頂いたが、なかなか賛同を頂けない。昨年の説明会では、歩道の無い所に地上機器は置けないという話をしているが、それを言っていると、聖母坂は現時点でもう地中化出来ないという話をしなければならぬ。そこで、車道を狭めてはどうか、という代案を警察に提示しながら行なっていく。

質問5

世田谷区のように、小さめの柱状トランスで整備できないか。

回答5 (道路課)

柱状トランスは非常に容量が小さい為、聖母坂のように、雑居ビルやコンビニがある通りに設置するとなると、今ある電柱よりも沢山の柱状トランスを設置しなければならない。そうすると、防災性も景観性も落ちてしまい、整備のメリットが薄くなる。

質問6

18基というのは、2個や3個で一組のものも、其々を1個と数えて18基か。極端に言えば、落一センターの建物の前に10基置いたら、残り8基をどこかに置けばよいのか。

回答6 (道路課)

其々を1個と数えて18基。また、地上機器の置き方として、50m以上離して設置すると、配電するのに送電効果が落ちてしまう。従って、落一センターの前に10基というように、1ヶ所にまとめて置いても全ての電力を送電できない。18基を比較的均等に置いていかなければならない。

質問7

景観的な事で、トランスの幅の分、歩道に樹木を植える事は考えていないのか。

回答7 (道路課)

これから考えていく事だが、元々幅の狭い歩道なので、歩行者の安全面や、通行のしやすさを考えたうえで、警察と協議していかなければならない。

質問8

トランスというのは、配付資料 の表紙の写真と同じものか。また、裏表紙にある写真を見ると、無電柱化した後の歩道が広がった感じがしない。聖母坂も、整備しても歩道が広がったと感じないのであれば、整備しても勿体無い。また、無電柱化には、総額でいくらかかるのか。

回答8 (道路課)

概算で6億円かかる。現状だと、歩道の真ん中に電柱が立っている場所もあるので、無電柱化にすれば、歩き易い状態にできると思う。

質問9

車道というのは、このような路線でも6mあればよいのか？

回答9（道路課）

基本的には、バス等がすれ違える幅員が施されていれば概ね理解は頂けると思う。ただ、現状7mで車が走行している状態なので、突然1m狭くなるというのは、道路の使用上問題があるなどの指導に関しては、警察から指導を頂いて整備することになる。

意見1

聖母坂の無電柱化については、ずっと願ってきたこと。警察との協議が多少うまくいかず、1mという幅が削りきれなかったとしても、どうにか聖母坂に隣接する方々のご同意を頂いて、それを実行してほしいと思う。

意見1に対する回答（道路課）

区としても、皆様のご意見を反映できるように努力しているので、詳細の決定に関しては、来年のこの時期に、再度説明したいと思っている。阪神淡路大震災の時には、地中化により、電力供給が分断されずに済んだ例もあるので、この地域のメインの通りである聖母坂の無電柱化を早期に実現できるように努力していく。皆様のご理解とご協力を頂ければと思う。

質問10

道路を広げるという警察との協議はいつ頃結論がでるのか。

回答10（道路課）

現在、車道を狭め、歩道を広げるという図面を書いている最中。今夏、その図面を書き上げる予定。この図面が書けないと、地上機器を置く場所が決まらず、詳細設計に多少の遅れが出てくる。現時点で、お示ししている工程表に多少の遅れが予定されている。

質問11

HOYAさんの所は、建替えの時に無電柱化している。現在、聖母大学が建替え工事を行なっているが、その工事に伴い、大学の意思で、そこだけ先行して無電柱化する事は可能か。

回答11（道路課）

電線共同溝法自体が、路線で指定をかけ、その指定をかける则一切電柱が立てられないという法律なので、路線の途中で切るとするのが難しい。聖母坂から北側だけの無電柱化というのは今のところ検討していない。

質問12

大学側が自主的に電柱を引っこ抜くというのは、やればできることか。

回答12（道路課）

この事業が難しいのはそういったところ。大きな建物は6600の高圧をそのまま入れるので変圧器が必要ない。地上機器を置かせて頂くのはそういった大きな建物の前。聖母大学は、今回の建替えで、自前で変圧器を建物の中に設置する予定だと聞いている。

質問13

聖母坂を上がってきて、目白通りとぶつかる所には、小さな商店が非常に多い。そこにも地上機器を置く事になるのか。

回答13（道路課）

聖母大学の前に置く変圧器でそのあたりの電気をまかなう予定。

質問14

5基の地上機器が置けないというのはどのあたりか。

回答14（道路課）

新目白通り側。大きな建物がないので難しい。

質問15

新目白通り側には、裏にも道があると思うが、そこには置けないのか。

回答15（道路課）

裏側にある駐車場をお持ちの方々にも声をかけさせて頂いている。事業にご賛同は頂いているが、個人の財産を利用するのは控えたいという方が多い。

質問16

道路を6mにする協議がうまくいかなかった場合、出来ない可能性が強いという事か。

回答16（道路課）

今回はバス通りというのがあり、難航すると思うが、6mで道路を作っている例があるので、やってみなければわからない。

質問17

トランスをバス停に置いてしまうのも一つの手ではないか。また、高さ1.5mあるトランスを小さなものにした場合、子どもがそれに上って遊ぶ可能性がある事を頭にいれておいた方がよい。

回答17（道路課）

地上機器を置く場所は、ドライバーの視線から見て歩行者が見えないと危険なので、横断歩道などでは離隔が決まっている。バス停周辺の設置に関しても、指導を受けた上で、バス会社と協議のうえ、検討の必要があると思う。また、地上機器のサイズは、現在のものが今の技術上で精一杯の大きさ。小さくするにはかなりの年数が必要だと思う。地方によっては、地中に機器を埋め込んで座れるように工夫している例があるようだが、広い通りでの事例。

質問18

海外などでは、自動販売機を格子で囲ったりして、あからさまに自動販売機と分からないよう、景観的に工夫している。トランスはあからさまにトランスと分かった方がよいのか、木の柵などをして、分からなくしてもよいのか、そのあたりもプロとして景観を配慮してお考え顶きたい。

回答18（道路課）

地上機器の色は4種類程あるが、景観に配慮した緑色、茶色、ベージュあたりの色が良いのではないかと考えている。

質問19

聖母坂では、地上機器を半分埋め込むことはできないのか。

回答19（道路課）

埋め込む場合は、扉を開く幅員と深さが必要。聖母坂では状況的に厳しい。

質問20

地権者の方に、「土地を少しだけ売ってください」というようなお話をしているのか。

回答20（道路課）

必要としている面積分を売って頂きたいという話をしているが、皆さん其々に将来設計があり、部分的に売って頂くのも難しい。逆に、土地を全て買った場合は、使わない土地の利用法を考えなくてはならない。

質問21

完全に埋め込むというのは無理なのか。

回答21（道路課）

維持管理ができない。地下だと雨の問題もあり、東京電力では、そのような形で地中化は行なわないとしている。

3) 地区協議会の進め方について

- ・ 配付資料 の「 全体会(第8条関係)」の2と3について。「～～審議方法を協議する」とあるが、協議した後どうするのか、という意見が4月の全体会で出ていた。この部分についてご討議頂きたい。

【修正案】

- 「……全体会で区から説明を受け、審議方法を協議し、審議する。」
- 「……全体会で区から説明を受け、審議事項を協議する。」
- 「……全体会で区から説明を受け、協議する。」

「……全体会で区から説明を受けた後、協議する。」

「区からの新規協議事項がある場合は、全体会で区から説明を受け、協議する」

質問1

新規審議事項について、拒否をすることはできないのか。

回答1

それも含めて協議するという意味。

質問2

新規審議事項が出てきた場合、最初は項目が出たものに対し受けるかどうかを協議するという事で、その後、審議内容を協議するという事でよいのか。

回答2

そういう事でよいと思う。

質問3

区が、協議会に協議事項を持ってくるのならまだ話は分かるが、協議会に対して審議事項を持ってくるのはおかしくないか。

回答3

「落合第一地区協議会の進め方について」は、内容、文言とも落一地区協が作ったものである。実際に区が地区協に何かをお願いする場合には言葉が違ってくると思う。

< 決定事項 >

修正案 に決定。

意見1

落一地区協の会則の内容、文言、代表の呼び名、PTのあり方についてなど、そろそろ第3期で考える時期にきていると思う。各PT、また各委員でご意見等まとめておいて頂きたい。

4) 各PTからの報告

広報PT (配付資料 参照)

- ・先月、方針として提案したコンパクトカードの作成は、地区協自体がこのままの形で存続するかどうか分からないため、取りやめとする。
- ・みどりの風かわら版については、発行する方向で考えてはいるが、現在、タイムリーに報告出来るような記事がないので、毎月発行するかどうかは、再度検討する。
- ・各PTとの連携については、各PTで、何か事業を行なった際に、その内容をかわら版の記事とする予定なので、その際にはまたご協力をお願いすると思う。
- ・学習会は開催したい。講師は大西先生に限らず、皆さんのご意見も聞きながら決めたい。

ふるさと落合PT (配付資料 参照)

- ・落中の校長先生から、DVDを使った特別授業を行なって欲しいとの依頼があった。詳細については、今後、落中とふるさと落合PTで討議していく予定。
- ・落中で授業をする前に、地区協委員の皆さんに見て頂きたい。来月の全体会前の、18時頃から時間を頂き、上映会を行いたい。

意見1

全体会の日ではなく、新たに日程を設けて上映会を開催して頂きたい。

意見2

新たに日程を設けるのではなく、全体会の日にやって頂きたい。

意見3

18時30分から上映会を行い、全体会を21時30分～45分まで延長してはどうか。

< 決定事項 >

10月の全体会の中で上映会を行う。開始時間については、PTで決める。

安全・安心PT (配付資料 参照)

- ・ 7/29のPT会議で、新目白通り、目白通りの無電柱化について第三建設事務所より説明を頂いた。
- ・ 大人向けの自転車教室については、子ども達の自転車教室の際に呼びかけていきたい。内容は、DVDを見たり、話を聞いたりするだけでもよいのではないかと考えている。
- ・ 次回の無灯火防止啓発キャンペーンは、予備日を設けて実施する。ご協力頂きたい。
日程:9/24(金) 18時集合 18時30分開始 予備日:9/29(水)

質問1

西坂の工事車が通る問題について、区長トークの際に、「法律的には3トン車までしか通ってはいけないのに、4トン車の通行を許可したのはまずいのではないか」という意見を述べたところ、「通行の許可は、区ではなく、警察が出した」との返事がきた。この場合、地区協で何かできることはないのか。

回答1

警察が許可を出したという事は、それで終わってしまうのではないか。トラックの出入りの際にはガードマンが必ず付いているし、以前、徳川邸の工事の際にも4トントラックの出入りを許可しているようなので、今回だけ許可を出さないわけにはいかないのではないか。

回答1 - 2

地域で大きな工事がある際には、地域住民が工事関係者と話し合いを持ち、工事車のルートや、ガードマンの立つ位置について話し合った。個人での申し入れだと、業者は聞いてくれないが、地域住民が集まれば話し合いをする機会が持てると思う。

みどり・環境PT (配付資料 参照)

- ・ 前回の全体会で、図書館問題については、みどり・環境PTでたたき台を作り、再度全体会に提案して欲しいと言われた。PTで議論したところ、図書館問題は、地区協全体に関わる大きな問題であるので、みどり・環境PTだけで議論する事ではないという意見が出た。議論の仕方も含め、全体会で議論してもらえよう提案する。
- ・ 今後のみどり・環境PTの活動について様々な意見が出た。その中でも、ある程度の方向性が見えた活動としては、「みどりの基本計画」について話そうというもの。具体的には、おとめ山公園が広がり、区民ふれあいの森として整備される件について話そうという事になった。

質問1

島村委員の、教室開催案とはどういうものか。

回答1

子ども達に、早いうちから緑と環境に興味を持ってもらう為、自然の仕組みを学ぶ為の教室を開こうというもの。

質問2

人数的にはどの程度か。

回答2

30名くらいを限度とし、地域センターの部屋を借りて教室をやろうと考えている。

5) 区民ふれあいの森検討会報告

- ・ 次回の全体会で、資料を用意して報告する。
- ・ この件に関しては、落一地区協全体で考えて行きたいと考えている。

6) 今後の検討課題

地区協フェスタについて

- ・ 地区協フェスタの開催について、今年はどうするかご討議頂きたい。

意見1

みどり・環境PTとして、便乗したい企画もあるので、開催に賛成。

意見2

センターまつりと似たような内容だったり、昨年やったから今年も、というのではなく、内容を皆できちんと考えていけるのであればやっても良いと思う。

意見3

地区協のPRをする良い機会なのでやった方が良いと思う。

<決定事項>

平成22年11月20日(土) 開催することに決定

視察について

- ・各PTで検討してもらい、次回の全体会の議題とする。

ふれあいフェスタの展示パネルについて

- ・今年度はパネルは作成せず、昨年度作成したパネルの中から1枚か2枚を持っていく。持っていくパネルについては、次回の全体会で選ぶ。

タブロイド版広報紙の作成について

- ・タブロイド版広報紙発行に伴い、何を取材してもらうかを次回の全体会で討議する。

親睦会(暑気払い)について

- ・代表、副代表、事務局で日程を調整し、後日案内を出す。
(日程は9/8(水)となった)